

9-2 職員

単位(人数:人)

年 森 林 管 理 次 局	総 数	職 群 別 人 員							休職者	非常勤 職員	常勤 作業員	処遇 常勤者
		給与法 適用者 行政職	特 例 法 適 用 者					管理職				
			非 管 理 職									
			総数	普通職	監視用務職	医療職	技能職					
平成 14 年 4 月 1 日	5,851	指 8 37	1,512	4,294	4,207	4	-	83	(12) 15	344	-	-
平成 15 年 4 月 1 日	5,551	指 8 37	1,490	4,016	3,962	1	-	53	(12) 25	341	-	-
平成 16 年 4 月 1 日	5,263	指 8 30	1,147	4,078	4,045	-	-	33	(15) 18	315	-	-
平成 17 年 4 月 1 日	5,108	指 8 30	1,145	3,925	3,903	-	-	22	(14) 21	303	-	-
平成 18 年 4 月 1 日	4,993	指 8 30	1,114	3,841	3,824	-	-	17	(15) 31	304	-	-
北海道	1,082	指 1 5	219	857	852	-	-	5	(2) 2	74	-	-
東北	817	指 1 4	188	624	623	-	-	1	(4) 4	63	-	-
関東	791	指 1 4	180	606	596	-	-	10	(2) 6	45	-	-
中部	560	指 1 4	110	445	445	-	-	-	(1) 2	23	-	-
近畿中国	467	指 1 3	118	345	345	-	-	-	(1) 5	26	-	-
四国	350	指 1 3	77	269	269	-	-	-	(1) 5	22	-	-
九州	704	指 1 3	141	559	559	-	-	-	(2) 2	49	-	-
林野庁	205	指 1 4	80	120	119	-	-	1	(2) 4	1	-	-
森林技術総合研修所	17	-	1	16	16	-	-	-	1	1	-	-

- 1 行政職欄の「指」は指定職で外書である。
- 2 非常勤職員は、医師及び看護婦等である。
- 3 休職者以下は、総数に含まない。
- 4 組合専従職者は、休職者欄に()外書した。
- 5 処遇常勤者は、昭和37年に定員内に繰り入れとなった者以外の作業員である。